

岩手県重症心身障害児（者）を守る会

第101号 H29. 2. 15発行

TSK

会報 愛の手

編集・発行 岩手県重症心身障害児（者）を守る会  
 〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内  
 ☎019-601-2255 FAX 019-601-2255 (共有)  
 E-mail mamoru2255@gmail.com  
 発行責任者 齊藤 勉



守る会の  
三原則

1. 決して争ってはいけない 争いの中に弱いものの生きる道はない
1. 親個人がいかなる主義主張があっても重症児運動に参加するものは党派を超えること
1. 最も弱いものをひとりももれなく守る

## 新しい年への思い

岩手県重症心身障害児（者）を守る会

会長 齊藤 勉

平成 29 年も早、2 ヶ月が過ぎようとしております。会員並びにご関係の皆様には穏やかな新しい年を迎えられましたことと、心からお慶び申し上げます。

また、日頃より重症心身障がい児者を守る運動の推進並びに守る会の活動運営に、特段のご理解とご協力を頂いておりますことに、深く感謝申し上げます。

ところで、東日本大震災の発生から今年で6年目となります。被災されました皆様に改めてお見舞い申し上げ、震災を忘れることなく被災地域の復旧・復興の歩みをもっと早める必要があるのではないかと思います。

さて、重症心身障がい児者を取り巻く状況は、今まで以上に厳しい状況です。いわゆる「平成 30 年問題」と言われております今後の対応についての重要な問題です。障害者総合支援法と児童福祉法の改正法を踏まえ、18 歳以上が入所する障害児施設は施設の方向性を選択することが必要となる制度改正です。重症心身障害児施設の対応として最長6年間までの経過措置が講じられていましたが、平成 30 年 3 月 31 日で経過措置期間が終了します。

また、重症児施設にのみ適用されておりました特例的措置としては、児童福祉法による医療型障害児入所施設と障害者総合支援法による療養介護を一体的に実施し、重症児者の継続した医療の必要性を認めたもので、これによりいわゆる児者一貫体制が維持されてきました。これらの「経過措置」と「特例措置」が廃止された場合の取扱により、重要な問題が起こることが想定されます。

このように、障害児者を取り巻く環境の厳しい状況にあって、守る会岩手県支部としても、全国守る会と連携を取りながら「児者一貫体制の維持」に向け、行動を起こさなければならないと考えております。

また、岩手県支部では昨年 11 月に県北圏域で「カシオペア分会」が盛岡圏域分会に次いで二つ目の分会として発足しました。これからの活動を大いに期待したいと思います。今年は県南圏域、沿岸圏域について地域活動の支援をしていきたいと考えております。今後も会員の皆様、関係機関の皆様と連携しながら、守る会の基本である「最も弱いものを一人ももれなく守る」活動を展開する必要があると思っております。

最後に、新しい年が皆様にとってよき年であり、日々健やかに過ごされますようご祈念申し上げます。



## 平成 28 年度介護者支援事業 第 2 回保護者研修会報告

平成 28 年 11 月 20 日 (日) ふれあいランド岩手研修室において、41 名の参加で保護者研修会が行われました。今回は、他施設の療育活動のことも知りたいという会員の声を受け、岩手・釜石・花巻の各国立病院とみちのく療育園の療育活動への取り組み内容をお聞きしました。各施設のパネリストの皆様と発表内容を、紙面の都合上一部のみですがご報告いたします。

### ○国立病院機構岩手病院 療育指導室長 伊藤広介氏

- ・新病棟になり、平成 30 年までに 30 床の増床が予定されている。
- ・午前中は各病棟で担当保育士が集団活動を行い、午後の療育活動（課題別グループ活動及び個別・小グループ活動）は保育士、児童指導員と一緒に対象病棟を巡回している。内容は個々の支援目標に沿って計画し活動を提供している。
- ・リラクゼーション効果のあるセラピーロボットを 2 年前より導入している。

### ○国立病院機構釜石病院 保育士 猪又恵子氏

- ・療育活動の目標は「日々楽しい療育」40 人いれば 40 通りの療育活動があることになる。
- ・主治医以下全ての職種のスタッフが参加し「支援会議」を行い（利用者 1 人年 2 回）情報交換・共有し、行事や療育等に活用している。
- ・家族レクリエーション（年 1 回）では様々なコーナーを設け、選んで参加してもらっている。
- ・4 人 1 組で社会見学を行っている。

### ○国立病院機構花巻病院 療育指導室長 佐川修氏

- ・療育活動の方法は行動療法と TEACCH の考えに基づいている。  
行動療法は望ましい行動を増やすことを目的とし、観察・記録を基に目標を少しずつステップアップし、できたらほめてできないときは援助してできるように関わっていく。TEACCH は自閉症の特徴をもつ人への支援技法。
- ・平日は午後毎日 30 分散歩し、入浴のない日はスヌーズレンを行っている。

### ○社会福祉法人みちのく療育園 生活支援員 高橋千幸氏

- ・全体活動は曜日ごとにプログラムを設定、創作・運動・音楽活動等行っている。
- ・その他医療の必要度等により分けたチームで週 1 回様々な活動を行っている。  
医療中心の利用者に対しグループ分けをして音楽活動を行うことで好みの曲やテンポが分かり、感情表出もみえた。
- ・課題は限られた職員の中で、余暇や療育活動を充実させることである。

パネリストの方々のお話からは、限られたスタッフ、時間の中で利用者の生活が豊かになるよう試行錯誤し努力している様子が伝わってきました。

続いて会場との質疑応答が行われ、次のような質問・意見交換が行われました。



### Q. 施設での音楽は年代で変えているのか？

A. 季節の歌や流行歌を流している。

### Q. 療育の時間確保のため入浴の回数が減ることは残念。何が足りない状況か教えてほしい。

A. 入浴できない日は清拭を行い、午前、午後とも療育の時間を増やしたいと考えている。保育士・指導員の数が足りないため、療養介助員も療育に携わることを検討中。入浴の際は職員全員が入浴に関わっている状況である。

### Q. 外部ボランティアとの関わり、活用の状況は？

A. 療育活動に参加してもらうなど関りはあるが、特に冬の期間は感染の問題もありその兼ね合いでお願いしている。

### Q. 個々のケアプランに相談支援員が関わっているか？

A. 各施設が発言し、支援員が参加しコンタクトをとる中心になっているという施設があった一方、支援員は関わっておらず、相談支援員を通じて面会のない保護者に連絡をとりたいと考えているという施設もあった。

Q. 施設側から一人一人の様子を知らせてほしいと感じている。それにより施設への見方が変わるのではないか。やはり親としてはお風呂も毎日入れてやりたい。療育についてもプログラムをこなすのではなく、できる限り一人一人に合わせてほしい。努力してもらっているのは分かっているが、それが親の気持ちだと思う。

意見交換は1時間を超えて続き、様々な想いを本音で話せる貴重な時間となりました。みちのく療育園の伊東施設長から入所者の平均年齢が上がっていることもあり、療育について考える時期にきているというお話がありました。

「療育について考えてもらうことを施設にお願いすると同時に、守る会としても、施設が子どもたちの命を守りながら、充実した療育をできるような法律の整備を国に要望していきましょう」との司会の結びの挨拶で閉会となりました。





# 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる 岩手県づくり条例推進協議会メッセージのお知らせ

平成 28 年 12 月 8 日付

## 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課より通知

昨年7月に起きた神奈川県相模原市の障害者支援施設での事例に対し、障がいを理由とする差別をなくするためのメッセージが標記協議会から発表されましたのでお知らせします。

※なお、メッセージは岩手県のホームページにも掲載しております。

## 障がいのある人もない人も共に生きる岩手県を目指して

～障がいを理由とする差別をなくするために、障害者週間にあたってのメッセージ～

神奈川県相模原市にある津久井やまゆり園において発生した障がい者殺傷事件から4か月が経過しました。この間、事件の解明と検証が行われ、また、再発防止に向けた制度や施策の見直しも進められてきました。

一方で、時間の経過は、犯罪史上例を見ないと言われたこの事件でさえもその記憶を薄れさせていきます。

しかし、私たちは、この事件が差別的な考えにより引き起こされたこと、さらに、その考えに同調する意見がインターネット上などで表出されたことから、障がいのある人たちや家族、支援者が、言葉では表し難い不安や恐怖の感情に襲われた、という事を忘れてはなりません。

障がいのある人が、ひとりの市民として、全ての基本的人権を差別なく享有し、その尊厳にふさわしい生活を保障されることは、今や世界の共通認識です。その精神を受けた障害者差別解消法が本年4月施行され、障がいを理由とする差別の解消は、国民の責務となりました。岩手県では、既に平成23年7月、障がい者差別禁止の精神を盛り込んだ「障がいのある人もない人も共に学び生きる岩手県づくり条例」を施行し、障がいのある人とない人が共生できる地域社会づくりを進めてきました。今日、県内でも多くの障がい者が地域の一員として学び、働き、社会に参加し、自立して生活しています。10月に開催された「第16回全国障害者スポーツ大会・希望卿いわて大会」では、アスリートとしての素晴らしいパフォーマンスに多くの県民が感動しました。

今回の事件とその後の一部の動向は、このような社会全体の認識と歩みに挑戦し、障がい者の尊厳と権利、地域の中で安心して暮らしていきたいという思いを踏みにじるもので、許すことができません。



二度とこのような事件を繰り返さないために、私たちは、法や条例に基づいて、障がいのある人となない人が地域において手を携え、差別なく、共に生きていく岩手づくりをさらに強く進めていかなければなりません。

今年の障害者週間にあたり、私たちは改めて次の事を訴えます。

### 県民の皆さん

- ・障がいと障害者差別についての理解を深め、ともに差別の解消を目指しましょう。障がい者はあなたの隣人です。
- ・障がいのある人とその家族が、地域のなかで生活し、あらゆる分野の活動に参加し、皆さんに協働できるよう、支援してください。

### 障がいがある皆さん

- ・社会の様々な活動に、地域の一員として、積極的に参加し、関わらしましょう。
- ・ご自分の障がいの特性や障がいがあることによる生活上の困難について、積極的に周囲に伝え、理解が得られるよう努めましょう。
- ・不利益な取り扱いを受けた場合や、障がいに対する誤解、偏見、理解の不足等で困った場合やそのことを知った場合には、ためらうことなく私たちにご相談ください。その積み重ねが社会を少しずつ変えていきます。

以上





## 第20回東北ブロック大会・研修会に参加して Part. II

### そして、常々思う事

みちのく療育園保護者 菊池 暢久

私の参加した今までの東北ブロック大会では、いくつかの分科会で、それぞれのテーマに沿って意見交換や質問などがあり、日頃感じている問題の共感や解決のヒントなど、何か感じ取って、一つ利口になってよかったと思っていました。

今年の秋田大会は、「グループワーク」と言って10人位の小グループに分かれ、親として今「言いたいこと」「悩んでいる事」「考える事」「相談したいこと」「すべきこと」をテーマに小さい紙片に思いつくまま、全員が書き出しそれを読み上げそれについて意見や感想を述べ合い、具体的で深い話し合いになり、その問題に対する共感やアドバイスなどがあり充実したものでした。

私のグループでは、①施設内で子どもが怪我をしたが、「原因はわかりません」と言われ、状況の説明に納得がいかず、不満。②子供の成年後見人をしているが、障害者年金を使わないように貯めていたら、年金がストップされてしまい、使おうとすると裁判所のチェックが厳しく、どうしたら良いか困っている。③施設に〇〇してほしいと言うと、人手不足で出来ないと言われた。(国立)④子供は普通食が食べられるのに、施設ではミキサー食しか食べさせてくれない。など話題になり、そうそう、そうだよ。と共感したり、自分はこのように対処している。とか活発な話し合いが行われました。これらの事をふまえ思うことは、現在の自分と子どもの置かれている状況に感謝。と言う事です。

さかのぼること50数年前に、障がいを持つ親が、どうやってこの子を育てたらいいか解らない。不安だらけの日々…。日赤の産院(小児科)に相談…。勉強会の開催…。

守る会の誕生。その先駆けの方々の血の滲むような活動のお蔭で、今の私たちの環境(例えば年金や施設、社会の制度など)があることを知りました。これらの事を認識している、いないに関わらず、私たちは様々な恩恵を受けています。言い過ぎかもしれませんが、知らない(あるいは知ろうとしない)事は、ある意味罪かもしれません。

また、みちのく療育園に入所していることを感謝しています。不満がない訳ではありません。しかし問題を真摯に受け止め、きちんと取り組み、問題を一つ一つ解決して来たと思っています。

山形ブロック大会の時、休憩時の喫煙室で、秋田の国立施設に入所している親のぼや



きが耳に入ってきました。「子供を人質にとられているようで、言いたい事が言えない。」今年の懇親会でも、岩手の国立施設を利用している親御さんも同じ内容の事を話していました。残念でありませんが、私たちが団体を組織して働きかけて行く意味がそこにあると思います。

少し横道にそれますが、今年の守る会の冊子「両親の集い」2号に実に興味深い記事がありました。北海道療育園という施設の記事です。ベット数336床、公法人立では全国で2番目に大きな施設で、少なくとも20数年以上の歴史があり確かなデータを持っていて、何よりも入所者の立場に立ったQOL（quality of life =生活の質）を目指して実践している施設が存在していることに、将来の明かりを見た思いがしました。

過去に私たちは行政サービスを、措置という形で受けていました。現在は契約です。「措置」はこちらから言わなくとも行政が色々やってくれました。「契約」はこちらから自ら働きかけなければ行政は動かない、という事だと教わりました。自ら働きかける為には正しい・新しい知識を得なければなりません。自ら働きかけなくとも誰かがやってくれるだろう…では通用しなくなりました。何よりも損をします。その責任は親にあります。それだけではありませんが、そうならないために全国重症心身障害児（者）を守る会は、身近に存在していると私は思っています。

そこで発行している「両親の集い」は知りたい事が、親として知っておかなければならない事が書かれています。

それは岩手県重症心身障害児（者）を守る会に入会する事で手に入ります。

私は思うのですが、当施設の中で22名が得をし、28名が損をしている事に、大きなお世話かもしれませんが残念でなりません。是非、未入会の方は入会して頂き、何よりも一人でも多く仲間になって、すべては重症心身障害児（者）の為にともに歩んで行けたらいいなと思います。一人でも人が増えることは組織として「力」になります。そして、組織が活発化します。そしてその会費で様々な活動が可能になります。どうか協力をお願いしたいと思います。

ちなみに、このようなお金は子どもの年金から使わせていただいています。裁判所から一度として指摘を受けたことはありません。（＝認められている）

あるいは、成年後見人になっている方は、後見人報酬を利用しても良いかなと思います。





## 会費改定について

平成28年度定時総会において、本部（全国重症心身障害児(者)を守る会）の会費の改定が平成28年4月から実施される事が決定され、それに伴う岩手県支部の会費については、平成28年度は会費の改定は行わず、現行の会費で事業の実施状況を見極め、状況に応じて来年度において会費の改定を考える事としてご説明申し上げご理解を頂きました。

そこで、岩手県支部として、平成28年度の事業の実施状況を踏まえ、今後、岩手県福祉基金助成事業等の助成金の増額も難しく、平成29年度の事業を実施していくことが非常に厳しくなりました。こういう諸般の状況を踏まえ、先般の理事会において、平成29年度の予算を編成するうえで、どうしても会費の改定は行わざるを得ない結論に至りました。

会員の皆様にはご負担をお掛けしますが、諸事情をご理解の上、ぜひともご協力賜りますようお願い申し上げます。

総会時に、会員の皆様から、会費の値上げはやむを得ない事情と温かいご意見を頂きとても力になりました。

金額等、詳細につきましては次回号（102号）において、改めてお知らせいたします。なお、賛助会員の会費については現行のままです。

## カシオペア分会発足のお知らせ

岩手県重症心身障害児（者）を守る会県北二戸地区「カシオペア分会」が新規に誕生しました。

**分会長 百鳥陽子さん**

**副分会長 松田奈々さん**

フレッシュな分会の誕生で、今後、守る会が増々活発な活動になる事を期待しております。皆さん!! 応援してあげましょう。



時期を脱してしまいましたが、`あけましておめでとうございます。今年の干支は酉です。酉（鳥…）は大空を飛び交い、遠路も難ともせず悠々とした姿はとても美しく、力強く、頼もしいですね。

いま、私たちには、「平成30年問題」等々の課題が目の前に迫っております。他人事で誰かがやってくれるのではないです。会員一人一人が自分の問題として真剣に取り組まなければいけない時期だと思います。酉年です。皆で青空に向かって大いに羽ばたきましょう。

Y・F 記